

〇〇小 学校長 殿

マーカー部分が記入箇所

罹 患 報 告 書

氏 名	〇〇〇 〇〇〇 （ 〇 年 〇 組）
発症日	令和7年 6月 1日
感染症名	流行性耳下腺炎 おたふくかぜ
診断日	令和7年 6月 2日
医療機関名	〇〇〇クリニック
症状軽快日	令和7年 6月 4日
保護者名 （自署）	□□□ □□□

下記の感染症ごとに定められた出席停止解除の基準を満たしていることを確認の上、医療機関で受診したことがわかる書類（領収書、診療明細書、処方箋等）の写しを添付して提出してください

感染症名	出席停止期間の基準	保護者 チェック
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで	
麻疹 （はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
風しん （三日はしか）	発しんが消失するまで	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	✓
水痘 （水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	

本ケースであれば、おたふくかぜは、全身症状が良好であり、且つ症状が出た後5日を経過する必要があるため、登校復帰は6月7日以降となる。  
基準期間を経過していても、症状が軽快していなければ登校はできない。

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

	病名	出席停止期間の基準	登校再開時に必要な書類
第1種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	登校許可証明書 (医師による証明)
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで	罹患報告書 (保護者による報告)
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	インフルエンザ 経過報告書 (保護者による報告)
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)		
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	登校許可証明書 (医師による証明)
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
	その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ等)		